一般印刷物仕様書

子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室 (担当 高尾、桂、塩谷 電話 222-3900)

1	件 名	①職場復帰証明書
2	数量	1 枚もの(ポスター等) <u>1 0, 0 5 0 枚</u> (□片面印刷 ☑ 両面印刷) ページ物(冊子等)部(本文頁 表紙頁) セット物(帳票等)冊・セット (_枚_組 冊・セット)
3	寸 法	☑A 4 判 □B □ + □ + □ + □ + □ + □ + □ + □ + □ +
4	刷 色	1 枚もの (表面等) ☑黒1色□ 色□4色□特色 色 備考 () (裏面等) ☑黒1色□ 色□4色□特色 色 備考 () ページ物 (本文等) □黒1色□ 色□4色□特色 色 備考 () (表紙等) □黒1色□ 色□4色□特色 色 備考 ()
5	原 稿	□完成版下渡し(PDF) (データ等で提供の場合月_日以降提供;作成使用機種) ☑原稿紙渡し □見本通りの訂正作業要 □ルビ有り □グラデーション有り ☑その他(月_日以降データ提供;作成使用機種 <u>ワード</u>)
6	資料提供	写真(カラー点・白黒点) イラスト点 図表点 その他()
7	紙 質	再生紙 (不使用 ・ 使用 (グリーン購入基準 (適 ・ 否)) 本文等:上質紙
8	製本	□折り (二つ折・三つ折・観音折・その他) □綴じ (中とじ・平とじ・無線とじ・糸かがり・上製本・その他) □天のり □横のり □穴あけ穴 □その他 ()
9	校 正	✓文字校正 2 回 □色校正 回 (簡易校正・本紙校正・本機校正)その他 ()
10	その他指示事項	
11	履行期限	令和8年1月13日(火)
12	履行場所	「納品先」のとおり へ) 仕様について不明な点がある場合は、 契約課用当者の指示を受けてください

(参加業者の方へ) 仕様について不明な点がある場合は、契約課担当者の指示を受けてください。 (参考) グリーン購入基準が「適」の場合は、「京都市役所グリーン調達推進方針」及び国の「環境 物品等の調達の推進に関する基本方針」の特定調達物品判断基準を満たすことが必要です。

•印刷用紙:総合評価値80以上

・フォーム用紙:古紙パルプ配合率 70%以上かつ白色度 70%程度以下

塗工量(両面)12g/m³以下(塗工紙)

・事務用封筒: 古紙パルプ配合率 40%以上

一般印刷物仕様書

子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室 (担当 高尾、桂、塩谷 電話 222-3900)

1	件 名	②口座振替依頼書
2	数 量	1 枚もの (ポスター等)枚 (□片面印刷 □両面印刷) ページ物 (冊子等) <u>8,650</u> 部 (4枚1部のうち3枚複写) セット物 (帳票等)冊・セット (枚組×冊・セット)
3	寸 法	□A 4 判 □B 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
4	刷 色	(表面等) □ 黒1色 □色 □4色 □特色色 備考 ((裏面等) □ 黒1色 □色 □4色 □特色色 備考 (
5	原 稿	□完成版下渡し (フロッピー・MO 等で提供の場合月日以降提供;作成使用機種) □原稿紙渡し □見本通りの訂正作業要 □ルビ有り □グラデーション有り □その他(PDF)
6	資料提供	写真(カラー点・白黒点) イラスト点 図表点 その他()
7	紙 質	再生紙 (不使用 ・ 使用 →古紙混合率%以上) 1 枚目: 上質紙7 0kg アート紙kg コート紙kg
8	製本	□折り (二つ折・三つ折・観音折・その他) □綴じ (中とじ・平とじ・無線とじ・糸かがり・上製本・その他) □天のり □横のり □穴あけ穴 □その他 ()
9	校 正	文字校正 <u>2</u> 回 色校正 <u></u> 回 青焼校正 <u></u> 回 その他(
10	その他	最初の1枚については両面印刷。 印字内容は全て異なる。全面複写可。
11	履行期限	令和8年1月13日(火)
12	履行場所	「納品先」のとおり

(参加業者の方へ) 仕様について不明な点がある場合は、契約課担当者の指示を受けてください。 (参考) グリーン購入基準が「適」の場合は、「京都市役所グリーン調達推進方針」及び国の「環境 物品等の調達の推進に関する基本方針」の特定調達物品判断基準を満たすことが必要です。

· 印刷用紙:総合評価値 80 以上

・フォーム用紙:古紙パルプ配合率 70%以上かつ白色度 70%程度以下

塗工量(両面)12g/m²以下(塗工紙)

・事務用封筒: 古紙パルプ配合率 40%以上

納品先・納品数内訳

原稿:職場復帰証明書/口座振替依頼書

区役所・支所	所在地	電話	①職場復帰証 明書	②口座振替依 頼書
北区役所	北区紫野西御所田町56	432 – 1284	800	150
上京区役所	上京区今出川通室町西入堀出シ町285	441 – 5119	600	150
左京区役所	左京区松ケ崎堂ノ上町7-2	702 – 1114	1, 200	200
中京区役所	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	812 – 2543	900	150
東山区役所	東山区清水五丁目130-6	561 – 9350	400	150
山科区役所	山科区椥辻池尻町14-2	592 – 3247	700	200
下京区役所	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8	371 – 7218	600	150
南区役所	南区西九条南田町1-2	681 – 3281	1, 000	200
右京区役所	右京区太秦下刑部町12	861 – 1437	600	300
西京区役所	西京区上桂森下町25-1	381 – 7665	900	150
洛西支所	西京区大原野東境谷町二丁目1-2	332 – 9195	400	150
伏見区役所	伏見区鷹匠町39-2	611 – 2391	1, 000	250
深草支所	伏見区深草向畑町93-1	642 – 3564	500	150
醍醐支所	伏見区醍醐大構町28	571 – 6392	400	150
京北出張所	梱包のうえ、幼保総合支援室へ納品	_	20	20
幼保総合支援室	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市役所北庁舎6階 ※②の原稿については、以下の納品内訳欄を参照。	222-3900	30	6, 130
	区役所・支所及び幼保総合支援室分合計	-	10,050	8,650

②・③の納品内訳 (幼保総合支援室納品分の内	②口座振替依 賴書
別途指定する業者	5700
幼保総合支援室に納品分	430

職場復帰証明書

(宛先) 京都市長 記入日: 年 月 日

所在地・連絡先				
Tel () —				
事業所名				
代表者名				
記入担当部署・担当者名・所属電	話番号			
	Tel ()	_	

下記の者が当社就業規則等による育児休業から復職したことを証明します。

			1-1-7-1	~ ///	NACS SHINK	ラストのこと		,, . . , .			
勤	務	す	る	者	氏名			(年	月	日生まれ)
勤		務		地	1 上記事業所に同じ	2 その他()
育り	見 休	業	復 帰	田		年	月		日		
【備	青考 】										

- ※ 職場復帰後、2週間以内に証明を受け、京都市(お住まいの地域の区役所・支所の子育て推進担当 (京北地域は、京北出張所保健福祉第一担当))に御提出ください(宛先は裏面参照)。
- ※ この証明書は、教育・保育給付認定の重要な資料となるため、<u>勤務先の担当者が事実のとおりに漏れなく御記入ください。</u>記入漏れや不明な点がある場合は、京都市から担当者に問い合わせることがあります。
- ※ 提出済みの就労証明書の内容と変更があった場合には、再度就労証明書の提出が必要になる場合があります。
- ※ この証明書の提出がない場合や、虚偽の記載を行った場合には、申込者が保育施設・事業所を利用できなくなったり、保育に要した費用の全部又は一部について、京都市から返還を求めることがあります。
- ※ この証明書の様式や記入についての留意点等は、京都市のホームページに記載しています。

	申請保護者 59,574 氏名	 児童との続柄(父・母・)	完全 児童氏名 (連名可)	(年	月	日生まれ)
保護者 記入欄	住所								
	保育施設・事	『 業所名							

◆お問合せ先◆

お住まいの地域の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室子育て推進担当まで (京北地域は京北出張所保健福祉第一担当)

	区役所	ŕ•	支所名		所 在 地	電	話	FAX
北	区		役	所	〒603-8165 北区紫野西御所田町 56	432-1	.284	451-0611
上	京	区	役	所	〒602-8511 上京区今出川通室町西入堀出シ町 285	441-5	5119	432-2025
左	京	区	役	所	〒606-8511 左京区松ケ崎堂ノ上町 7-2	702-1	114	791-9616
中	京	区	役	所	〒604-8588 中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521	812-2	2543	822-7151
東	Щ	区	役	所	〒605-8511 東山区清水五丁目 130-6	561-9	350	531-2869
山	科	区	役	所	〒607-8511 山科区椥辻池尻町 14-2	592 — 3	3247	501-6831
下	京	区	役	所	〒600-8588 下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町 608-8	371 - 7	218	351-9028
南	区		役	所	〒601-8441 南区西九条南田町 1-2	681-3	3281	691-1397
右	京	区	役	所	〒616-8511 右京区太秦下刑部町 12	861-1	.437	861-4678
右耳	京区役员	所方	北出	長所	〒601-0292 右京区京北周山町上寺田 1-1	852-1	.815	852-1814
西	京	区	役	所	〒615-8522 西京区上桂森下町 25-1	381 - 7	665	392-6052
洛	西		支	所	〒610-1198 西京区大原野東境谷町二丁目 1-2	332-9	195	332-8186
伏	見	区	役	所	〒612-8511 伏見区鷹匠町 39-2	611-2	2391	611-1166
深	草		支	所	〒612-0861 伏見区深草向畑町 93-1	642-3	3564	641-7326
醍	醐		支	所	〒601-1366 伏見区醍醐大構町 28	571-6	392	571-2973

保育園(所)保育料の納付について

毎月の保育料の納付は、口座振替による自動引落しとしていますので、保育園(所)の利用が決まりましたら、速やかにこの「口座振替依頼書」に必要事項を記載のうえ、取扱金融機関の窓口でお申込みください。

- 1 保護者(納入義務者)の預貯金口座で登録してください。なお、児童名義等、保護者(納入義務者)でない方の預貯金口座は引落し口座として登録できません。
- 2 口座振替依頼書の<u>太線の中の必要事項を記入し、預貯金口座の届出印を鮮明に押印のうえ、取扱金融機関の窓口でお申込みください</u>(金融機関での申込みが困難な場合は、お住まいの地域の区役所・支所に提出してください。京北地域にお住まいの方は、京北出張所に提出してください。)。
 - ※ 口座振替依頼書は、口座振替を希望する月の前々月の10日までに提出してください。 例えば、令和7年4月分の保育料(令和7年5月15日の口座振替分)から希望する場合は、 令和7年3月7日までに提出が必要となります。

ただし、令和7年4月保育利用開始の場合、<u>一次調整で内定となった方は令和7年2月21日</u> まで、二次調整で内定となった方は、令和7年3月7日までに提出してください。

- 3 保育料は、**保育を利用した月(保育利用月)の翌月15日(休日の場合は翌営業日)**に口座振替を 行います。
- 4 毎月口座振替を行った際の領収結果の通知(領収済通知書の発行)は行っておりません。
- 5 一度口座振替依頼書を提出していただきますと、依頼のあった児童について、保育園(所)を利用している間は有効ですので、次年度以降の提出は必要ありません。
 - ※ 既に利用している児童の弟や妹など新たに利用開始する児童がいる場合には提出が必要です。
- 6 口座振替の開始後に、口座振替を行う預貯金口座を変更したい場合や、口座の内容に変更があった場合には、再度口座振替依頼書を提出してください。
- 7 口座振替の開始後に、口座振替での納入を取りやめたい場合は、再度口座振替依頼書を提出して ください。

取扱金融機関

○銀 行 みずほ
 三菱UFJ
 三井住友
 りそな
 北陸
 北國
 福井

 滋賀
 京都
 関西みらい
 池田泉州
 南都
 但馬
 福邦
 徳島大正

○信 託 銀 行 三菱UF」 みずほ

〇信 用 金 庫 京都 京都中央

〇信 用 組 合 京滋 近畿産業

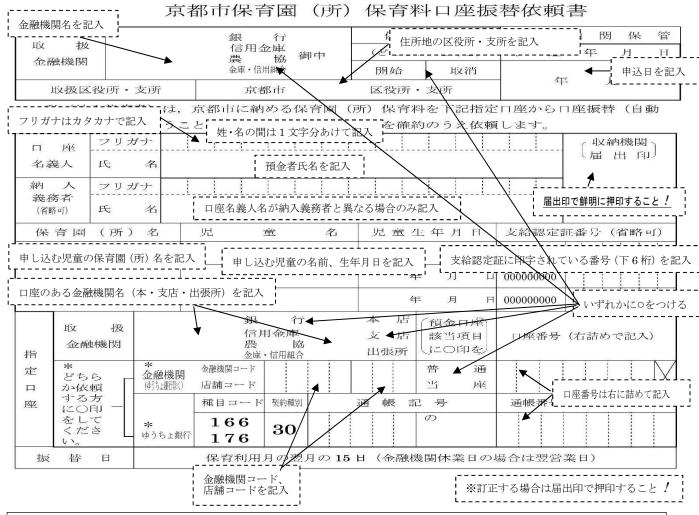
〇そ の 他 近畿労働金庫 京都市農業協同組合

京都農業協同組合 京都中央農業協同組合

京都府信用農業協同組合連合会

○ゆうちょ銀行 ゆうちょ銀行

口座振替依頼書の書き方



*提出する際の御注意

口座振替依頼書は3枚複写式になっており、1枚目が収納機関保管用、2枚目が京都市保管 用、3枚目が申込者控です。

3枚目については、切り離して御自身で大切に保管してください。

お問合せ先 お住まいの地域の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室子育て推進担当(京北出張 所は保健福祉第一担当)までお願いします。

○上京区役所 ☎441-5119(上京区今出川通室町西入堀出シ町 285)

○左京区役所 ☎702-1114(左京区松ケ崎堂ノ上町 7-2)

○中京区役所 ☎812-2543(中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521)

○東山区役所 ☎561-9350(東山区清水五丁目 130-6)

○山科区役所 ☎592-3247(山科区椥辻池尻町 14-2)

○下京区役所 ☎371-7218(下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町 608-8)

○**南区役所 ☎**681−3281 (南区西九条南田町 1-2)

○**右京区役所 ☎**861−1437 (右京区太秦下刑部町 12)

○右京区京北出張所 ☎852-1815(右京区京北周山町上寺田 1-1)

○**洛西支所 ☎**332−9195 (西京区大原野東境谷町二丁目 1-2)

○**伏見区役所 ☎**611−2391 (伏見区鷹匠町 39-2)

○深草支所 ☎642-3564
(伏見区深草向畑町 93-1)

○**醍醐支所 ☎**571−6392 (伏見区醍醐大構町 28)

京都市保育園 (所) 保育料口座振替依賴書

T- 47.		銀行	依 頼	区分	収	納	機	関	保	管
取扱		信用金庫 農 協 御中	(どちらか	申	込	左	Ē.	月	目	
金融機関		金庫・信用組合	開始	取消		年	<u>.</u>		п	
取扱区役所・支所		京都市	区役所・		4	F-	月		Ħ	

私(納入義務者)は、京都市に納める保育園(所)保育料を下記指定口座から口座振替(自動 払込)によって支払うこととしたいので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

口 名 拿	座	フリカ 氏	ブナ 名	!								(収納機関 (届出印)
納義務(省略	入 済者	フリオ			<u> </u>]						
保	育 園	(所)	名	児		童	名	児童	生年月	日	支給認定	証番号(省略可)
								星	手 月	日	000000000	
								至	手 月	目	000000000	
								4	F 月	目	000000000	
胡	取金融	扱機関			農	行 用金庫 協 ・信用組合		本 店 支 店 出張所	預金に該当り	頁目	口座番号	(右詰めで記入)
定口	* どち か依		* 金融機關 (Þ)5t###	€]	機関コード				普当	通座		
座	する。			種	目コード	契約種別		通帳言	己 号		通帳番号	(右詰めで記入)
	をくだい。	て	* ゆうちょ針	1/-	166 176	30			0			
振												

- 1 私が支払うべき保育料について京都市から貴行に納付書が送付されたときは、私に通知することなく納付書に 載された金額を上記の指定口座から引き落としのうえ、お支払いください。
- 2 預(貯)金の引き落としに当たっては、当座勘定規定、預金約定又は郵便貯金規則にかかわらず、小切手の振 し、預金通帳及び預金支払請求書又は貯金通帳及び払戻金受領書の提出などいたしませんの ※ゆうちょ銀行使 で貴行所定の方法で取り扱ってください。
- 3 指定預金口座(通常貯金口座)の残高が振替日において納付書の金額に満たないときは、 私に通知することなく、返却されても異議ありません。
- 4 この契約を解除するときは、私から区役所・支所子どもはぐくみ室に届け出ます。 なお、この口座振替依頼書は貴行が必要と認めた場合には、私に通知することなく解約 されても異議ありません。
- 5 この口座振替について、仮に紛議が生じても貴行の責によるものを除き貴行には御迷惑を かけません。
- 6 預(貯)金の引落しの結果について、貴行からの領収 書(受領書)の交付を省略されてもさしつかえありませ
- 7 ゆうちょ銀行を指定の場合は自動払込み規定を適用し ます。

※金融機関使用欄										
検	印	印鑑照合	受	付						

			$/ \setminus$	御記
右詰め		記入ください。		
į				だち
				り
目)				
となく	納付	書に	記.	ı
ぎ、小-	切毛	の振	ж	
※ゆう	ちよ針	退行的	5月村	闌
払込	先口	」座	番	号
0101	0-3	-96	008	9
払込	先力	加入	者	名
京都i	市会	計作	ぎ 理	者
取 扱	店日	3 附	印	欄

〈お願い〉

枚目(収納機関保管用)と二枚目(京都市保管用)は切り離さずに、太線の中のみの

①収納機関保管

京都市保育園 (所) 保育料口座振替依頼書

H7 +17.		銀行	依 頼	区分	区役所・支所保管(兼入力用)					
取扱		信用金庫 農 協 御中	(どちらか	に○印を)	申	込	年	月	目	
金融機関		金庫・信用組合	開始3	取消 1		Æ			П	
取扱区役所・支所		京都市	区役所・		年		月	Ħ		

私(納入義務者)は、京都市に納める保育園(所)保育料を下記指定口座から口座振替(自動 払込)によって支払うこととしたいので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

142	,	→ 11 ×	13.1.			i	i	- '	:	-	-			-	:	-		:	:	1				
口	座	フリス	77 -	<u>i</u>	!	<u>i</u>			Ì	i	<u>. i</u> .				<u>.</u>			. <u>. i</u>	<u>. i </u>	-				
名義	遠人	氏	名																					
納	入	フリス	ガナ				!		<u>.</u>	. į	<u>.i</u> .				<u>!</u>	<u>. j</u>			<u>.i</u>	_				
義務	落者	氏	名																					
保	育園	(所)	名		児		童	į		名		児	童	生	年	月	目	支給	認定	証番	争号	(省	略同	可)
														年		月	目	0000	00000			:	:	:
														年		月	日	0000	00000		! ! ! ! ! !	:		-
														年		月	目	0000	00000					
指	取金融	扱製機関				1	銀 言用 豊 庫・f	金属	劦			本 支 出張	店店所		該	&口, 当項)印	目	口屋	座番号	(相	詰	めで	記入	.)
定口	*	〇印の	* 金融機 (Þ) s t 翻	鬨	金融機店舗			; ; ; ;	1							普通1 当座2			 				1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
座	選択	方を			ゆう	ちょ針	银行コ	ード			ì	通 「	帳	記	号			通帕	長番号	(走	詰め	りで記	記入)
	区分	の方を入力	* ゆうちょ	銀行	9	9	0	0								1			 					
振	替	目			保	育利	用月	の翌	翌月	の 1	.5	3 (:	金融	機	関休	業	目の持	場合に	は翌営	業	日)			

*	京都市処理構	Ą
受付印		
点検	照合	入力
入力目		

	*	金	融	機	関	承	認	欄		
上記の	こと	こにつ	つい	て承	認い	たし	ます	•		
年月日										
所在地	I									
名称										
								E)	

※ゆうちょ銀行使用欄
払込先口座番号
01010-3-960099
払込先加入者名
京都市会計管理者
取扱店日附印欄

各取扱金融機関様

承認欄に記入押印のうえ、京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室口座振替担当まで御返送ください。郵便番号 604-8171 京都市中京区鳥丸通御池下ル虎屋町 566-1井門明治安田生命ビル 3 階 TEL075-251-2390

※ 令和7年6月に上記住所からの移転を予定しております。移転後の住所・電話番号は、京都市ホームページを御確認ください。

②収納機関→幼保総合支援室

京都市保育園 (所) 保育料口座振替依頼書

H- 417.		銀行	依 頼	区分	申	込	者	控
取扱		信用金庫 農 協 御中	(どちらか	に○印を)	申	込	年 月	目
金融機関		金庫・信用組合	開始	取消		年	П	п
取扱区役	所・支所	京都市	区役所・	支所		午	月	Ħ

私(納入義務者)は、京都市に納める保育園(所)保育料を下記指定口座から口座振替(自動 払込)によって支払うこととしたいので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

142,	/ (1		- C C U	/C V V/	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 	HL V /	尹 · 尺(二甲巴州	:	7 P	· //只(ン	1		
	座	フリフ	ガナ			<u> </u>	<u>.</u>			<u>.</u>	<u>. i</u>					
名義		氏	名													
納	入	フリス	ガナ	<u>. j j.</u>		<u> </u>					<u>.i.</u> .					
義務	务者	氏	名													
保	育 園	(所)	名	児	重	茞	名	児	1 童	生年	月	Ħ	支給認定	証番号	(省略	可)
									:	年	月	日	000000000			
									:	年	月	目	000000000			
									:	年	月	日	000000000			
指	取金融	扱機関			農	行 引金庫 協 信用組合		本 支 出	店 店 張所	該	金口/ 当項)印:		口座番号	(右詰め)で記力	()
定口	* どち か依	-	* 金融機[判	関コードコード					普当		通 座				
座	する に○			種目	コード	契約種別		通	帳	記号			通帳番号	(右詰め	· で記 <i>】</i>	()
	しをくい。	て	* ゆうちょ針	- /	66 76	30				の						
振	替	日	_	保育	育利用 月	見の翌,	月の 15	日 (金融	機関休	業目	の集	場合は翌営	業日)		_

- 1 私が支払うべき保育料について京都市から貴行に納付書が送付されたときは、私に通知することなく納付書に記載された金額を上記の指定口座から引き落としのうえ、お支払いください。
- 2 預(貯)金の引き落としに当たっては、当座勘定規定、預金約定又は郵便貯金規則にかかわらず、小切手の振出 し、預金通帳及び預金支払請求書又は貯金通帳及び払戻金受領書の提出などいたしませんので貴行所定の方法で取 り扱ってください。
- 3 指定預金口座(通常貯金口座)の残高が振替日において納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく、返却されても異議ありません。
- 4 この契約を解除するときは、私から区役所・支所子どもはぐくみ室に届け出ます。 なお、この口座振替依頼書は貴行が必要と認めた場合には、私に通知することなく解約されても異議ありません。
- 5 この口座振替について、仮に紛議が生じても貴行の責によるものを除き貴行には御迷惑をかけません。
- 6 預(貯)金の引落しの結果について、貴行からの領収書(受領書)の交付を省略されてもさしつかえありません。
- 7 ゆうちょ銀行を指定の場合は自動払込み規定を適用します。